

身体犯被害者等に対する公費負担制度取扱要領の制定について  
(平成 30 年 3 月 20 日付け広第 143 号)

**【概要】**

本要領は、身体犯被害者等の刑事手続きにおける経済的負担を軽減するため、医療機関受診時等の特定費用を公費で負担する支援制度等について定めたものである。

公費負担できる費用には、

- 傷害等を負われた方に対する診断書料・初診料等
  - 性犯罪被害にあわれた方に対する初診料・診断書料・検査費等
  - 亡くされた方に対する検案書料・遺体搬送費・遺体修復費等
- がある。事件の内容等によっては、公費負担できない場合がある。